

事業主および被保険者、被扶養者の皆様へ

「緊急事態宣言」解除を踏まえた 健康診断等の取り扱いについて(第3報)

令和2年5月25日に「緊急事態宣言」が全域で解除され、翌5月26日に厚生労働省より、『医療機関等で実施する健康診断等については、地域における感染状況を鑑みるとともに、感染症対策をとったうえで実施する』旨の通知がなされました。

つきましては、健康診断等を受診なさる際は、各医療機関等へ問い合わせのうえ、予約（受診）くださいますようお願い申し上げます。

—今後の状況等により、変更となることもございます。その際には改めてお知らせいたします。ご承知おきくださいますよう併せてお願い申し上げます。—

《お問い合わせ》

保健事業部 健康事業課

03-3834-7216